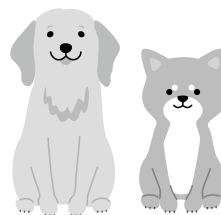


春季狂犬病予防集合注射を実施します

▶ 狂犬病予防集合注射を次の表のとおり実施します。都合のよい会場へお越しください。

注射料金3,300円(注射料2,800円、注射済票交付手数料500円)
 ※新規登録を併せて行う場合は、鑑札交付手数料3,000円も必要
 ※都合により会場に来ることができない場合には、往診を行います(往診料2,000円)
 往診を希望する場合は事前にご連絡ください



《春季狂犬病予防集合注射日程表》

期 日	注 射 場 所	時 間
5月27日 (金)	B&G海洋センター	9:00~10:30
	南関第三小学校駐車場	11:00~11:30
	城北瓦 株式会社 (IBJAたまな坂下地区支所)	13:30~14:00
	ふれあい広場	14:30~15:30
5月28日 (土)	久重北公民館	9:30~10:00
	南町民センター	10:30~11:30
	四ツ原集会所	13:30~14:00
	南関町役場	14:30~15:30
5月29日 (日)	小原公民館	9:30~10:30
	古小代の里公園	11:00~11:30

注 意

- ① 来場する際はマスクの着用にご協力ください。
 ② 車内または車上で注射を実施します。

「狂犬病」って…?

1950年以前の日本では年に数百頭の犬が狂犬病と診断され、年間数十人以上が狂犬病に感染し、亡くなっていました。その後「狂犬病予防法」が施行され、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留を徹底し、日本では狂犬病を撲滅することに成功しました。

しかし、日本の周辺国を含む世界各国で狂犬病が依然として発生しており、毎年55,000人以上が亡くなっています。動物の輸入検疫や輸入届出など海外からの侵入を防ぐ取組みが実施されていますが、狂犬病の侵入を防ぎ切れるとは言えません。

狂犬病は、効果的な治療法がなく、発症するとほぼ100%死亡します。また、発症するまで感染しているかわかりません。狂犬病を予防するため、年に1回狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう。

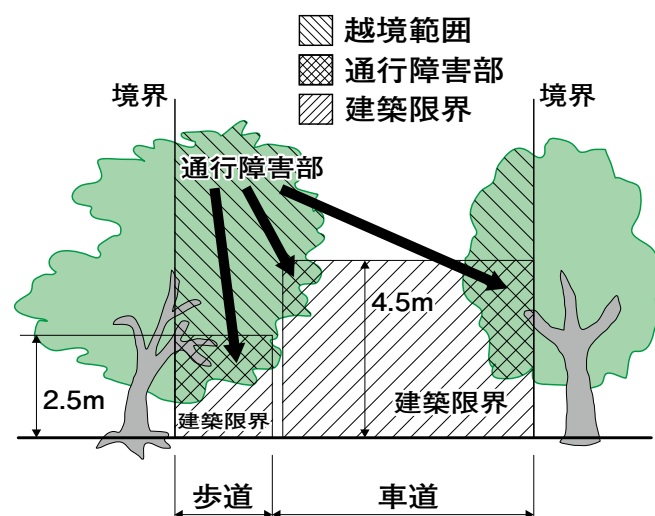
問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

道路に張り出している木の伐採にご協力を

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により歩行者や自動車等に損害が発生した場合、樹木所有者の管理責任を問われることがあります。

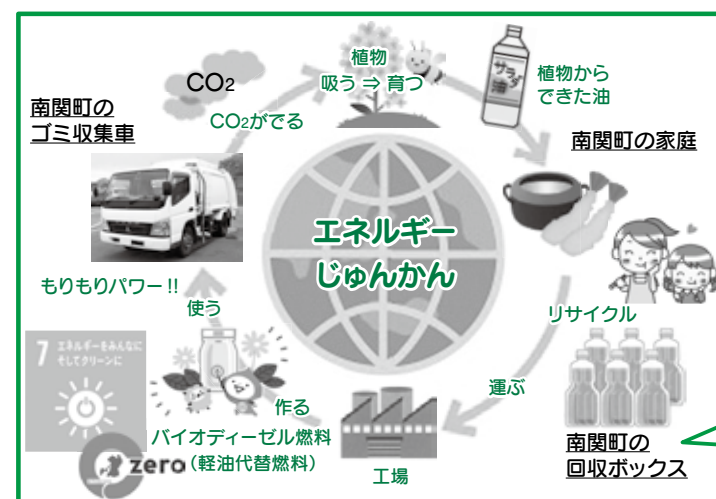
道路沿いで樹木を所有されている人は点検を実施し、危険な場合は伐採する等の措置を講じていただきますようお願いいたします。

問 県道路保全課 ☎096-333-2495



使用済み天ぷら油回収場所の一部廃止

町内では、地球温暖化対策の一環として、使用済み天ぷら油を町内13カ所で回収を行っていますが、令和4年5月31日をもって、南関郵便局、賢木郵便局、大原郵便局、坂下郵便局に設置している回収ボックスを撤去することとなりました。



6月1日以降の回収場所は

- 南関町役場(関町64)
- 南の関うから館(関町1230)
- ふれあい広場(高久野585)
- 交流センター(小原1408)
- 南町民センター(下坂下160-3)
- ビックオーク(関町1479)
- いきいき村(関町419-1)
- やさい畑(小原674-1)
- 有限会社玉名北部環境(細永1208-1)
- もやいの郷(上坂下1830-1)
- 関所村(上長田654-1)

以上、11カ所での回収となります。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、引き続きご協力をよろしくお願いします。

油 の 出 し 方

*どんな油を回収してるの?? (油の種類)

回収できるもの

植物性のあぶら

・だいず・ひまわり
・ごめ・ゴマ

◎期限が切れても大丈夫◎

回収できないもの

灯油

動物性油脂(ラード)
鉱物石油系油(灯油/エンジンオイル…)
水分が多い油(ドレッシングの上澄み)等

*何に入れたらいいの?? (油を入れる容器)

使っていいもの

1. 油の空ボトル
→そのまま使ってOK
2. 空のペットボトル
→洗ってよく乾かして!!

使ってダメなもの

紙パック かん びん

ビニール袋、ポリ袋、牛乳パック、空き瓶、空き缶 など
油がもれる原因になります。ご協力をお願いします。
※未開封の油は、どのような容器でも大丈夫です。

*油をいれよう! (油の詰め方)

1. 油の処理は、よく冷ましたあとに

2. 天かすは、できるだけ取り除いて

3. こぼさないように注意しながら容器に入れて

4. 最後にフタをしっかりと

◎オイルボット ◎網じゃくし

*準備ができたなら 回収ボックス まで!

最寄りの回収ボックスまでレッツゴー!!

問 税務住民課 環境対策係 ☎57-8579

特殊肥料「椿油粕」は適正に使用しましょう

特殊肥料として販売されている椿油粕は、農薬として登録されていないため、害虫の駆除目的で使用すると、農薬取締法違反となります。また、椿油粕には魚介類に影響のある成分が含まれていますので、肥料として使用する場合も、水を張った水田や、用排水路や池などに流出しやすい場所では使用を避けてください。

問 熊本県農業技術課 ☎096-333-2381

